



平成 24 年 3 月 15 日

各 位

会社名 株式会社十六銀行
代表者名 取締役頭取 堀江博海
(コード番号 8356 東証・名証第1部)
問合わせ先 執行役員経営企画部長 名知清仁
電話番号 (058) 265 - 2111

普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当行は、平成 24 年 6 月下旬開催予定の第 237 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）と同日開催予定の、当行普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に係る基準日について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本種類株主総会に係る基準日等について

平成 24 年 6 月下旬開催予定の本定時株主総会と同日開催予定の、本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 24 年 3 月 31 日（土）（ただし、当日は休業日につき、実質的には平成 24 年 3 月 30 日（金））を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 平成 24 年 3 月 31 日（土）
(ただし、当日は休業日につき、実質的には平成 24 年 3 月 30 日（金）)
- (2) 公告日 平成 24 年 3 月 16 日（金）
- (3) 公告方法 電子公告（下記の当社ホームページに掲載いたします。）
<http://www.juroku.co.jp/aboutus/koukoku/index.shtml>

2. 本種類株主総会の議案等について

当行は、本定時株主総会において、①下記②の合併の対価として種類株式を発行するための定款変更議案及び②株式会社岐阜銀行を吸収合併消滅会社、当行を吸収合併存続会社とする合併契約承認議案を付議する予定であります。本定時株主総会において、上記①の議案が承認され、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は種類株式発行会社となりますが、上記②に係る合併契約承認の効力を発生させるためには、会社法により本定時株主総会の決議のほか、本種類株主総会の決議が必要となりますので、本定時株主総会とあわせて本種類株主総会を開催することを予定しております。

そのため、当行は本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日を設定いたしました。なお、当行は定款第 15 条において、定時株主総会の基準日を毎年 3 月 31 日と設定しております。

また、本定時株主総会及び本種類株主総会の開催日及び議案等の詳細につきましては、今後決定次第お知らせいたします。

以上